

令和5年度第2回社会教育委員の会議

令和5年5月22日（月）午前9時30分から
市役所第二庁舎 8階・801会議室

次 第

1 議題

- (1) 会議録の承認について
- (2) 管外視察研修について
- (3) 社会教育関係団体への補助金交付について
- (4) 地域文庫補助金交付について
- (5) 第31期社会教育委員の会議のまとめについて

2 資料

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 社会教育委員の会議会議録（令和5年度第1回） | 資料1 |
| (2) 令和5年度管外視察研修について | 資料2 |
| (3) 令和5年度社会教育関係団体補助金交付申請一覧 | 資料3 |
| (4) 令和5年度地域文庫補助金申請内訳 | 資料4 |
| (5) 第30期小金井市社会教育委員の会議のまとめ | 資料5 |
| (6) 令和5年度生涯学習部予算概要 | 資料6 |

3 今後の予定

第3回社会教育委員の会議（管外視察）

日時：7月5日（水）午後12時50分から

場所：西東京市及び小平市

第4回社会教育委員の会議

日時：8月21日（月）午前9時30分から

場所：市役所第二庁舎8階801会議室

令和5年度第1回社会教育委員の会議

令和5年4月17日(月)

午前9時30分開会

開催日時	令和5年4月17日	開会 9時30分 閉会 11時00分	
場 所	小金井市役所第二庁舎8階801会議室		
出席委員	議 長 柴田 彩千子 副 議 長 福井 高雄 委 員 石原 芳 委 員 富田 謙次郎 委 員 諏訪 啓二郎	委 員 金澤 大恵 委 員 北澤 隆司 委 員 森本 榮子 委 員 鈴木 哲也	
説明のため出席した者の職氏名	生涯学習課長 三浦 真 図書館長 内田 雄介 公民館長 鈴木 遵矢		
事務局	生涯学習係長 倉澤 淳子		
傍聴者人数	1人		

日程	議 題	
第1	協 議 事 項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 会議録の承認について (2) 管外視察研修について (3) 放課後子どもプラン運営委員会への出向委員について (4) その他
第2	報 告 事 項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度予算概要について (2) 地域学校協働活動事業について (3) 小平市との図書館の相互利用に関する協定の締結について (4) 令和4年度三者合同会議の報告について (5) 令和5年度東京都市町村社会教育委員会連絡会総会について

三浦生涯学習課長 それでは、開会前でございますけれども、部長が欠席の理由等々もございまして、私のほうから発言させていただいてよろしいでしょうか。

柴田議長 はい、お願いいたします。

三浦生涯学習課長 では、皆様おはようございます。4月1日付で生涯学習課長に配属になりました三浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、生涯学習部長、梅原でございますが、実父様の逝去に伴いまして忌引をいただいております。私のほうで冒頭の挨拶のほう、代読をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は令和5年度最初の社会教育委員の会議となります。1年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

今年度につきましては、令和7年度までの第4次小金井市生涯学習推進計画の3年目となります。長い間、新型コロナウイルス感染症の影響が続いてございましたが、ようやく思いどおりの取組を実施できる状況に近づいてきたものと感じております。

また、この間、計画した取組などが実施できないことによりまして、改めて生涯学習の大切さを実感したところでございます。基本理念の「学びでつながる笑顔のまち小金井」の実現に向けまして、施策や事業の推進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、昨年度策定いたしました第2次スポーツ推進計画や図書館基本計画、公民館中長期計画なども併せ、計画的な取組推進に努めてまいりたいと考えてございます。

最後に、4月1日付で生涯学習部の管理職の人事異動がございましたので、御紹介をさせていただきます。

前生涯学習課長の関でございますが、会計管理者のほうに異動となりまして、4月1日付で私三浦が着任してございます。どうぞよろしくお願いいたします。

あわせて、組織改正によりまして、スポーツ振興担当課長が廃止となりまして、スポーツ振興につきましては、生涯学習課長の

ほうで所管をさせていただきます。

なお、後任といたしまして、課長の代わりに係長職が配属になってございますので、人数的には「変化なし」という形になってございます。よろしくお願いいたします。

それでは冒頭、会議始まる前の御挨拶ということで、梅原よりのメッセージを代読させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

柴田議長

ありがとうございました。

では、定刻になりましたので、令和5年度第1回社会教育委員の会議を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

まずは事務局のほうから、資料の御説明についてお願いいたします。

倉澤生涯学習係長 御説明いたします。配付させていただいている資料ですが、一番上、ホチキスどめ、両面印刷のものです。次第と、前回の令和4年度第6回の会議録が資料1、続きまして資料2が、令和5年度管外視察研修について、資料3が地域学校協働活動について、資料4が小金井市及び小平市の図書館の相互利用に関する協定書、資料5が令和4年度三者合同会議報告書、資料6が令和5年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会の開催について。また、提出のありました意見・提案シートについても別途配付しております。

続きまして、委員の皆様のみにお配りしている資料としまして、月刊こうみんかん3月号・4月号、図書館だより第72号、公民館令和3年度事業のまとめ、都の教育委員会より人権啓発学習資料、同じく「とうきょうの地域教育」No.148。

また、一昨日の都市社連協定期総会に御欠席だった委員の皆様には当日、配られた資料をお渡ししております。

資料の説明は以上です。

柴田議長

ありがとうございました。皆様、お手元にそろっていらっしゃるでしょうか。

では早速、議題に入りたいと思います。

まず1番目、会議録の承認につきまして、こちらも事務局より御説明をお願いいたします。

倉澤生涯学習係長 資料1を御覧ください。昨年度2月20日に開催した第6回会議の会議録です。事前に委員の皆様には内容を確認していただいております。よろしければ、本日、御承認いただければと思います。以上です。

柴田議長 ありがとうございます。
修正など、ございますでしょうか。議事録につきまして、よろしいでしょうか。もう事前に目を通していただいているかと思っております。では、議事録につきまして承認されました。
次に2番目ですが、管外視察研修についてです。こちら資料の御説明、お願いいたします。

倉澤生涯学習係長 資料2を御覧ください。前回の会議で、委員の皆様には候補として挙げていただいた施設等につきまして、資料や説明をつけさせていただきました。本日は、視察先と日程について御協議いただきたいと思っております。それぞれの施設については説明させていただきます。

まず、項目4の視察候補地・視察内容のところでは、

(1)の小平市のなかまちテラスです。こちらは参考に開館の際の小平市報の記事をつけさせていただいております。公民館と図書館の機能を一体化した生涯学習施設となっております。地域の小学校から高校と連携した活動が、活発に行われているというところです。

続きまして(2)の清瀬市のコミュニティハウスについてです。こちら、以前、こちらの会議でも資料としてお配りしております「とうきょうの地域教育」という都の発行している冊子のNo.143で紹介されていたものをお配りしております。こちら、地域学校協働活動を推進し、学校が地域づくりの拠点として機能するモデルとして、令和3年に東京都の補助を受けて、清瀬市立清瀬中学校の敷地内に設置された施設です。活動の例はいろいろ載っておりますが、子供から高齢者まで多世代の地域の方が交流し、つながる場として期待されているというところです。

続きまして(3)西東京市明保中学校です。こちら、令和3年7月よりコミュニティ・スクールとなりました。西東京都市では第1

号とのことです。こちらの学校運営協議会会議録によりますと、令和4年度は、資料2につけております体験型推理ゲームとか企画・販売プロジェクト等々、様々な活動が行われる予定とのことでした。サッセン教室というのは、スポーツチャンバラのことだということです。

(4)の武蔵野市立関前南小学校です。こちらは、どんと焼きが資料に書かせていただいた8団体が協力して行われているということです。また、「みんなの関前」という地域のポータルサイトがありまして、イベント、お祭りなどの情報、PTAの情報などなど、様々な情報を発信しているということです。

候補地の補足説明は以上です。相手方の都合もございますので、視察先が1か所となることもあり得ますが、もし2か所、視察するのであれば、地理的に(1)(2)の小平市と清瀬市の組み合わせか、(3)(4)の西東京市と武蔵野市の組み合わせが、よいのではないかと、事務局としては考えております。

以上です。

柴田議長

御説明ありがとうございました。

では、本件につきまして、質問ございましたら、お願いいたします。鈴木委員。

鈴木委員

ちょっとコピーが間に合わなかったんですが、明保中学校の学校のパンフレットがあるんですけど、もしよければ、回して皆さん御覧になりますか。

柴田議長

では、回していただければと思います。

鈴木委員

どうぞ。

柴田議長

先ほど御説明いただきましたように、2か所まで、先方の御都合ということもありますけれども、2か所、視察ができるということで、2か所、視察するとしましたら、小平市と清瀬市の組み合わせ。あるいは西東京市・武蔵野市の組み合わせとなります。

御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。北澤委員。

北澤委員 これは組み合わせ次第というか、日程的には午後の半日というのは、どれを選んでも決まっています、午前はないということで、よろしいのでしょうか。

柴田議長 そうですね。

北澤委員 分かりました。ちょっと時間的に、1か所の見学というのは、そうすると、移動時間も込みで1時から5時。というのは、ここに帰ってくるのは、5時ということでしょうか。

柴田議長 大体そうですね。

北澤委員 そうすると、私、昨年度、行けなかったのです、1か所、1時間から1時間ちょっとの感じということでしょうか。

柴田議長 はい。

北澤委員 ありがとうございます。

柴田議長 昨年度より、時間はちょっと延びています。昨年度も2か所だったんですが、三鷹市内で2か所でしたので。
ほかに御質問ございますでしょうか。

鈴木委員 意見としてですが。

柴田議長 御意見でも、どうぞ。

鈴木委員 清瀬と小平の資料が添付でついていましたので、僕も明保中学校を提案した者として、資料を持ってきて、今、回していただいているところです。社会教育委員をやらせていただいて、他市の委員と話す機会が増えて、各市のコミュニティ・スクールのお話を聞く機会も増えました。

そこで、委員の構成メンバーのこととか、コミュニティ・スクール(学運協)、PTA、学校運営連絡協議会との違いや、すみ分けとか、あとは、始まったばかりで手探りといった意見を聞きました。

皆さん、おっしゃっていた中で一番多かったなと感じる意見は、どのように進めるか。何ができるかは、その当該学校の管理職の考え方によるところが大きいという声でした。

今回、御提案した明保中学校は、コミュニティ・スクールにも早くから取り組んで、予算が足りなければ、地域の会社へ校長が直接出向いて行って、その支援を獲得してきて、やりたいと思うことを実現しているという、枠にとらわれない大胆な取組を積極的にされている学校です。

今後、コミュニティ・スクールを小金井市内でも進めていく上で、学校のトップである校長が何を考えて、どう行動しているかという実例を委員の皆さんに見て聞いていただくことは、社会教育委員として、コミュニティ・スクール推進の後押しをするという上で、とても役立つと考えています。

以上です。

柴田議長

はい。福井委員、お願いします。

福井委員

ここに書いています1番目の小平市、私はブロック会議で小平市に訪問したんですけれど、市の組織として、窓口行政としては地域学習支援課という課を設けて、小金井市は生涯学習なんですけれど、小平は地域学習というような課として、当時の課長と名刺交換したんですけれど、地域の活動に対して、行政もしっかり取り組んでいるというのと、こちらの小平市は、小学校が19校、中学校は8校ということで、小金井市の2倍ぐらいの学校運営がされているということなんですけれど、地域学校協働活動の統括コーディネーターの方も、しっかり地域と学校をつなごうというような取組をされているということで、非常に参考になったということ。

次は清瀬市、こちらのほうも、ブロック会議に参加したんですけれど、こちらは小金井市と全く同じで、小学校が9校、中学校は5校ということなんですけれど、こちらのほうは、PTAという組織がない。廃止されたそうです。名称としては、保護者の会という名称で、役員が活動されているということで、こちらのほうも、先ほど添付説明されているように、コミュニティハウスという、清瀬中学校が東京都のモデル校として、地域の人と学校をつなぐという会場ですね。会場自体が小金井市も、地域と学校時をつなぐ会場とい

うのは、利用するには苦勞するんですけど、清瀬市の場合は、東京都のモデル校として、清瀬中学校の敷地内に新たに2階建ての建物を建設して、地域の人と学校の関係者をつなぐというようなことであるということで、ぜひ清瀬市を見学したいなと思っております。

一番下の取組ということで、先ほど事務局から説明されたように、先方の都合によって、一つの市にならざるを得ない場合もあると思いますし、例外的な、この下に書いています例えば清瀬市と西東京市という組合せも、先方ありきということであるということで、一番下の米印は、事務局からの提案としてお聞きしておくといいと思いますけれど、清瀬市と西東京市の組合せもあるかなということ意見を申し上げます。

以上です。

柴田議長

ありがとうございました。提案として出されているのは、小平市と清瀬市、そして西東京市と武蔵野市の組合せですけども、第一は先方の御都合、受け入れていただけるかどうかというところによりますので、今、御提案いただいた、例えばですけども、清瀬市と西東京市の組合せもある。可能性もあるということで、よろしいでしょうか。

では、先方の御都合がありますので、今日、この会議の中で、皆様の意向を確認し、この会議として、視察先を決定したいと思いますのですが、皆様方から、ほかに御意見ございますでしょうか。鈴木委員。

鈴木委員

福井委員のおっしゃっている清瀬市と西東京市というのに賛成です。お相手の御都合もあるので、そうできるかどうかは分からないと思いますけど、僕も、いい組合せだと思います。

柴田議長

御意見として賜ります。

ほかに御意見ございますでしょうか。石原委員。

石原委員

すみません。意見で。前回、会議に出ていないので、資料しか見っていないのと、今お話を聞いたという形なんですけれども、小金井市って、中学校で地域学校協働活動、今のところ、活発にできていないところがあって、小学校は結構活発にできているけれども、中学校って、やっぱり壁が結構厚くて、どうやって、やっていったら

いいんだろうなど。

今、やはり自分の中学校でも、何か手探りでコーディネーターさんの方とやっていたりするので、小金井市も中学校で、もっと活動が活発になればいいなと思うので、ぜひ中学校のところは見に行つて、どのように今、活動しているのかということを見せていただいて、それは学校さんとかに伝えていけるほうが、よりよくなるのかなと思うので。ぜひ西東京市のほうは見に行きたいなというのが強く思います。

柴田議長 御意見として賜ります。ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、多数決で決めるというのでも、よろしいでしょうか。

では、1案が小平市・清瀬市、2案が西東京市・武蔵野市、そして3案が、先方の都合にもよりますが、清瀬市・西東京市とありますが、まず、1案と2案で多数決を採りたいと思います

1案の小平市・清瀬市のほうを視察したいという方いらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

柴田議長 3名ですね。では、西東京市・武蔵野市のほうを視察したいという方いらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

手を挙げなかった方は、清瀬市・西東京市の方ですか。

(「はい」の声あり)

柴田議長 では、念のため、挙手を願います。

(賛成者挙手)

柴田議長 5人ですね。

では、こちらを参考にさせていただいて、事務局のほうで、先方と調整をさせていただきまして、その後、決定という流れになります。

では、管外視察研修につきましては、このとおり進めさせていた

だきます。

倉澤生涯学習係長 よろしいでしょうか。

柴田議長 はい。

倉澤生涯学習係長 委員の皆様がご都合のいい日程を決めていただけますか。候補日は7月3日（月）から7日（金）までの午後の時間帯です。

柴田議長 そうですね。日程が決まらないと、先方さんも……。

7月3日から7日の週の午後の時間帯なんですが、皆さん、手帳を見ていただいて、御都合のよろしい日、手を挙げていただければと思います。

7月3日は、いかがでしょうか。7月3日、御都合よろしいでしょうか。

（賛成者挙手）

（「2名」の声あり）

柴田議長 2名ですか。

7月4日、いかがでしょう。

（賛成者挙手）

柴田議長 3。

7月5日は、いかがでしょう。

（賛成者挙手）

柴田議長 4名ですね。

7月6日は、いかがでしょうか。

（賛成者挙手）

柴田議長 2。

これ、私は手を挙げていませんが、7月3日が2名、7月4日、3名、7月5日が4名、7月6日が2名ということですね。（「7日は？」「金曜日」の声あり）ごめんなさい。

7月7日は、いかがでしょうか。

（賛成者挙手）

柴田議長 2名ですね。

石原委員 すみません。全部挙げたいんですけど、全部どこでも大丈夫なので、入れていただいて。

柴田議長 はい。では、7月5日が4名で、一番多いんですけども、7月5日の水曜日が4名、続いて7月4日が3名というふうになっています。

それでは先方の、こちら、7月5日4名、7月4日3名、ほかは2名ということで、調整をさせていただきたいと思います。

本件、事務局、よろしいでしょうか。

倉澤生涯学習係長 はい、ありがとうございます。

柴田議長 では、（3）番です。放課後子どもプラン運営委員会への出向委員についてでございます。こちら、事務局より御説明をお願いいたします。

倉澤生涯学習係長 御説明いたします。資料は特にございませぬ。

放課後子どもプラン運営委員会より、社会教育委員の出向の依頼が来ております。委員の任期は1年ごとのため、今年度の委員を社会教育委員の中から1名、推薦させていただきたいと思います。

現在は石原委員に出席していただいておりますが、31期の社会教育委員の任期が9月8日までとなっております。今回は、今のメンバーの中でお一人、御推薦いただいて、9月の改選後は新たな方を御推薦させていただきたいと思っております。

以上です。

柴田議長 御説明いただきまして、ありがとうございました。
現在、石原委員にこちらの委員をお願いしておりますが、9月の改選期まで、石原委員に引き続きお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

石原委員 皆様よろしければ、引き受けさせていただきます。（「よろしくお願ひします」の声あり）

（拍手）

柴田議長 皆さん一致で承認されました。

石原委員 9月以降は、私が任期切れでいなくなってしまうので、どちらかの方に引き継いでいただく形になると思いますので、その際はどうぞよろしくお願ひいたします。

柴田議長 はい。では、よろしくお願ひいたします。
では（4）番、その他でございます。こちら事務局より説明をお願ひいたします。

倉澤生涯学習係長 その他ですが、参考に配付させていただいている、提出されました意見・提案シートについてでございます。

こちら、2月28日に社会教育委員の会議への意見・提案シートが提出されましたので、資料として配付しております。

内容につきましては、例年のこの会議、5月の会議で御意見等いただいております社会教育関係団体等への補助金の交付についての内容となっております。

取扱いについて、よろしくお願ひいたします。

柴田議長 ありがとうございました。
こちらにつきまして、皆様より御意見ございますでしょうか。
鈴木委員。

鈴木委員 これ、今日初めて見させていただいて、内容がよく理解できていないんですけど、この「補助金交付について」ということで、まず

何についての補助金かということをお伺いしたいのと、これは何を問うているんですかね。この会議の意義、有用性について話合いということですかね。

柴田議長 事務局のほうから御説明をお願いいたします。

三浦生涯学習課長 本件、意見・提案シートでございますけれども、私どものほうで、この内容について、全部整理をしているものではなくて、提案者の御発言でございますので、深いところまでは、ちょっと私どものほうも御説明できる状況にはございません。

なので、この文面についてというところで、委員の皆様には御判断いただくしかないのかなというのが、事務局の見解でございます。以上です。

柴田議長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

本件なのですが、個別的、具体的な補助金の予算に関する議題に関しましては、この社会教育委員の会議全体の中で先議することには、なじまないのではないかと、打合せの際に正副議長で協議をいたしました。

したがって、この意見・提案シートについては、資料として配付するに今回とどめることにしたいと思います。

皆様よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

柴田議長 ありがとうございます。

それでは次に、2番の報告事項に移りたいと思います。令和5年度の予算概要につきまして、生涯学習課長より御説明をお願いいたします。

三浦生涯学習課長 それでは、すみません。社会教育部全体の予算につきまして、私のほうで代読させていただきます。着座にて失礼いたします。

令和5年度の予算につきましては、生涯学習部が所管いたします社会教育費について、令和5年度につきましては、7億5,777

万9,000円、昨年度との比較では、3,092万8,000円の増となっております。

主な増額の理由といたしましては、放課後子ども教室及び地域学校協働活動の充実によるものでございます。

加えまして、保健体育費につきましては、今年度3億4,120万円、前年度から1億3,211万5,000円の減となっております。

大幅な減額の理由といたしましては、総合体育館の大規模改修工事が終了したことによるものでございます。

それでは、個別的に御説明いたします。

まず、生涯学習課の関係でございます。

富田委員 すみません。資料ないんですが、数字だけ言われても、頭に入らないんですけれども。

三浦生涯学習課長 申し訳ございません。ちょっと準備不足で大変恐縮でございます、少々お待ちください。

配慮が足りませんで、申し訳ございませんでした。こちらの文章は部長のほうからお預かりをされていて、部長の発言の中と思っていましたものですから、細かい数字を申し上げるところとなりました。

資料のほうは御用意をしていないので、お許し願えるのであれば、今日は読ませていただいて、次回以降、予算の動きについて、資料のほうを御提示させていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

柴田議長 では、そのとおりで、お願いいたします。

三浦生涯学習課長 申し訳ございません。資料のほうは作らせていただきます。

富田委員 すみません。途中で口を挟みまして、申し訳ありません。

三浦生涯学習課長 申し訳ありません。配慮が足りませんで、申し訳ございませんでした。

それでは、各課の個別的なところについて、ざっくり御説明申し上げます。

まず、生涯学習課の関係でございます。放課後子どもプラン事業に要する経費といたしまして、3,409万円を計上してございます。内容といたしましては、今年度から、全ての小学校区で平日の5日開催を予定してございます。

次に、地域学校協働活動推進事業に要する経費でございます。こちらにつきましては、1,732万1,000円を計上してございまして、今年度から、全ての小中学校区で実施する予定となっております。

次に、文化財の関連の予算でございます。無形指定文化財調査業務会計年度任用職員報酬235万6,000円を計上してございます。こちらにつきましては、市内に本拠地があります江戸糸あやつり人形、結城座につきまして、重要な文化財を後世に正確に伝え、保護していくことを目的とした学術調査報告書の作成に向けた基礎調査を行う内容でございます。

次に、図書館の関係でございます。図書館書架レイアウト変更作業等委託料260万9,000円を計上しました。こちらは死角、見えないところをなくし、盗難や利用者のトラブルを防ぎ、安全・安心なサービスを提供するものでございます。

このほか、本館のヤングアダルトコーナーと、緑分室の書架を修繕するとともに、本館参考資料室の書架を購入いたします。

故障している蛍光灯のLEDへの交換等々も予定をしているところでございます。

次に、公民館の関係でございます。令和5年度につきましては、公民館中長期計画を策定して3年目となります。同計画に基づき、市民の誰もが気軽に立ち寄れ、自由に学べる機会の提供の拡大に努め、さらに、人生100年時代において、公民館で学び、福祉や社会教育関係団体等の活動で、実践することを支援する機能の強化に引き続き注力し、令和4年度に導入いたしました講座管理システムを活用し、遠隔地からの講師の講義実施や、何らかの事情により講座に参加できない市民の方が参加できるような取組を本格化いたしまして、アフターコロナにおける公民館事業の新しい取組として、積極的に活用したいと考えてございます。

最後でございます。スポーツ関連の予算です。民間体育施設開放事業負担金59万3,000円を計上してございます。こちらにつきましては、総合学院テクノスカレッジの体育館に加え、メガロス

武蔵小金井のアリーナを新たに市民利用に供するものでございます。

雑駁でございますけども、5年度予算の概要でございます。ちょっと配慮が足りませんで、申し訳ございません。次回以降、詳しい資料のほうをお示ししたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

柴田議長 御説明ありがとうございました。

本件につきまして、質問、御意見ございましたら、お願いいたします。福井委員、お願いします。

福井委員 三浦課長にお聞きしておきたいんですけど、1点だけ。先ほど説明していただいた地域学校協働活動推進事業で1,730万円、組んでいただいているんですけど、大きい事業名を2つ3つ、1,730万円のうち、例えば人件費の金額とか、こういう事業をやりたいということなのか。何か構成比の多いところを紹介していただきたいと思います。

以上です。

三浦生涯学習課長 ちょいとお待ちいただけますか。すみません。

申し訳ございません。1,732万円のうち、地域コーディネーターの方々の謝礼につきまして、大体579万円ぐらいでございます。それから学習支援員の方々への報酬が943万円ぐらいでございますので、ほとんどが謝礼ということになるかと思っております。

そのほかにつきましては費用弁償の費用、消耗品等々、若干、予算化してございますけれども、多くはこの内容でございます。

よろしいでしょうか。

福井委員 分かりました。

三浦生涯学習課長 ありがとうございます。

柴田議長 ほかに御意見などございましたら、お願いいたします。鈴木委員。

鈴木委員 質問です。公民館で、講座などオンラインの取組が始まるという

ことでしょうか？それから2つ目、このテクノスの体育館が何に使えるようになるとおっしゃいましたか。この2件、聞かせてください。

鈴木公民館長 令和4年度予算で、講座管理システムというのを導入させていただきました。それは簡単に言うと、Zoomの機能を使って、講座を配信するというような機能です。令和4年度中に実験を4回、5回繰り返して、公民館運営審議会の委員さんであったり、ITサポートで御協力いただいている関係の方につないでいただいて、いろいろ実験的に、どんな問題があるかを確認したところです。その本格実施を令和5年から実施していきたいと考えてございますが、全ての講座を配信するのがなかなか難しいのは、講師の先生の御了解であったりとか、著作権の問題とか様々問題点があるところがございます。

特定の講座について、ハイブリッドといたしますか、実際に公民館に来ていただいて聴講していただく方と、それがなかなか難しいという方、両方使えるような形で、令和5年度中に進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

柴田議長 御説明ありがとうございました。では2点目の。

三浦生涯学習課長 2点目でございます。先ほどの御説明の中の59万3,000円のところでございます。まず、テクノスカレッジの体育館でございますけれども、こちらは従前から事業を行ってございまして、テクノスカレッジさんと協定を結んだ折に、坂下地域にスポーツ施設が少ないということで、体育館の使用についてお願いをしたところ、御快諾をいただいて、今、使っている状況でございます。

内容につきましては、体育館でございますので、バスケット、バレーボール等々ができるんですが、体育館の構造上、フットサルとって、蹴って、ボールが飛んでいってしまうと、壁が若干、仕様が違うので、そちらについては御遠慮いただいている実態がございます。

今回、予算化いたしましたのは、メガロス武蔵小金井のアリーナについても、同様の形で使わせていただくことができますよという

協定になってございますので、今年度からの事業なので、まだ、どんな使い方をするのか、明確には決まっていないところなんですけど、また一つ、スポーツ施設が市民の方に開放できるというところがございます。よろしいでしょうか。

以上でございます。

鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

柴田議長 ほかに御意見ございますでしょうか。よろしいですね。

では次に、2点目ですが、地域学校協働活動事業につきまして、こちら事務局長より御説明をお願いいたします。

倉澤生涯学習係長 御説明いたします。資料3を御覧ください。令和4年度の活動報告と令和5年度のコーディネーターの委嘱状況等について、御報告いたします。

令和4年度は、小学校7校、中学校2校の計9校で、地域コーディネーターを配置し、地域学校協働本部を設置いたしました。各校、学校のニーズに沿った活動を徐々にではありますが、広げていっているという状況です。

(1)の地域学校協働本部事業というのは、コーディネーターの方が学校の依頼に応じてボランティアを募り、地域の方の参加を得て行った活動です。消毒活動は主にコロナ対策です。清掃活動はトイレ清掃等。授業の補助というのはゲストティーチャーやミシン授業のサポート、まちたんけんの地元の商店とも調整、引率等々。あと行事補助というのは、運動会とか作品展などの受付など。地域防災活動、こちらは地域の自主防災会と学校が協働で避難訓練を行いまして、地域コーディネーター及びボランティアの方は、その広報や当日の対応などをされたということです。

(2)の地域未来塾ですが、こちらは放課後に行われている学習支援で、令和4年度は4つの小学校で実施いたしました。参加児童数は昨年度、2,500人を超えて、2,584人ということで、徐々に広がっていております。来年度は実施校数、実施回数とも、さらに拡充していく予定で、中学校についても、もう既に手を挙げているところがあるので、広がっていく予定でございます。

その他、都の主催、また市の主催で、コーディネーターの研修等

を行ったところでございます。

続きまして、令和5年度の状況です。今年度より全校がコミュニティ・スクールとなりまして、それに併せて全校に地域学校協働本部を設置し、活動していく予定です。現在の地域コーディネーターと統括コーディネーターの委嘱状況は、お配りした資料のとおりです。複数校を兼ねていたり、あと統括コーディネーターと学校の地域コーディネーターを兼ねている方もいらっしゃいます。今後、活動の量、幅等も広がっていくことを考えますと、学校の今、管理職とコーディネーターにも聞き取りをしながら、必要に応じて支援、人数を増やしていくなど、柔軟に対応していきたいと思っております。

2番、今年度の事務局としての主な取組ですが、活動を開始する学校、もう既に活動している学校のさらなる拡充のための支援を主に行っていこうと思っております。

効果的な研修会の実施、こちらは初任者だけに絞った一番初めのスタートアップの部分の研修とか、あと小中学校別のコーディネーターに対する研修。あとは文部科学省等のCSマイスターという精通した方の講師をお呼びできるという制度もありますので、こういった外部講師も活用して、効果的な研修会を行っていく予定です。

また、学校、地域への広報活動ほうも進めてまいります。

最後の地域人材の活用、地域の方が学びを生かす場の仕組みづくりということで、こちら、研修会等で公民館の職員等も参加していただいて、一緒に地域の方が学びを生かす場づくりを今後、進めていければと思っております。

報告は以上です。

柴田議長

御説明ありがとうございました。

本件につきまして御意見ございましたら、挙手をお願いいたします。石原委員。

石原委員

私、南中学校で学校運営協議会のほうに出ているんですけども、中学校のほうで今回、人事異動で、部活の顧問の先生が異動になったために、野球部の相続が難しいという部分が出てきたみたいで、そのときに、野球部は特殊で、審判もできないと、顧問が引き受けられないというのがあるというのを初めて聞いたんです。

そうなった場合に、せっかくなら順位で頑張っても、子供たちが練習しているのに、部活動、もし顧問が見つからないと廃止になってしまうという局面も最近出てきたということで、協議会のほうに、誰か審判ができる方で、コーチとして、土日だけでいいから、試合についていってくれる方はいないですかというふうに問合せが来しました。

そういったときに、学校側で探すのも結構、人脈がないと難しかったり、できれば小金井市の地域の人材を使っていきたいけれども、どこにどういう人がいるかは、やっぱり分からないといったときに、そういう支援をしますよという仕組みづくりができていれば、頑張っている子供たちのために、存続の危機に陥ったりということがなくなるのかなというのがありまして、今、今年度の4番目の地域人材の活用という部分ありましたので、小学校だけでなく、中学校のそういう。

働き方改革もあるので、先生に全部お願いするというものも、結構難しくなってきた現状であり、かつ、土日に遠征に行くときに、一緒についていってくれるコーチの方がいるだけで、全然動きが変わるというふうに先生方もおっしゃっていたので、放課後の見守りというところだけでなく、地域の人材がどういうところにいる、こちらが、どう活用していけるのかというところの仕組みづくりも今後、しっかりしていけないといけないのかなと思いましたが、その部分もちよっと考えて、やっていっていただきたいなと思い、ちよっと意見として。

一応、南中は三鷹のほうで1人見つかったということで、取りあえず、部は大丈夫ということなんですけれども、ただ、小金井市の方のほうで、何かあったときに連絡がとりやすいのでというのがあるので、できれば地域の人材の方で、できるようになっていくといかなと思っています。

すみません。よろしく申し上げます。

柴田議長

御意見として賜ります。部活動支援員の制度などあるんですか。そちら、多分、学校教育部のほうの管轄なので……。

石原委員

そうですね。なので、何かしら社会教育委員としても、何か取り組めるものがあると。せっかく来て、いろいろ情報を仕入れられる

ので、先生方にお伝えしたりもできるかなというのと、やっぱり地域で埋もれている人材をかき集めるのには、いいのかなと思うので、ぜひそういうところもあればと思います。

柴田議長 ありがとうございました。
富田委員。

富田委員 今の部分にちょっと絡んでなんですけれども、体協のほうで、人材登録をしようよねという話が去年、おととしぐらいに出たのかしら。かなり進んでいるのかもしれないんで、その中で、野球の審判の資格を持っている方だとか、そういうふうな登録をされているかもしれないですね。ですから、体協との連絡もとられたらいいんじゃないかなと思います。以上です。

柴田議長 ありがとうございました。体育協会とコーディネーターさんがうまく連携できると、いいですね。御意見として賜ります。
ほかにございますでしょうか。福井委員。

福井委員 今の話と全く同じで、富田委員が体育協会から推薦されて委員になっておられるんですけれど、体育協会でも小金井市の野球サークルが登録していて、そちらのほうから体育協会の事務局にアプローチすれば、しっかり推薦していただける候補者は出てくると思います。

参考例でいうと、ゲートボールもあるし、富田委員からお聞きすればいいんですけれど、20、30ぐらいの団体さんのスポーツ関係者が登録されていますから。ゲートボールの会長さんの役員が前原小学生を指導した経緯もあるし、もくば公園で、ゲートボールを子供たちに教えてほしいということで、ゲートボールの会長さんがリーダーシップをとりながら協力したという経緯もある。

七、八年前になるんですけれど、ゲートボール全国大会に小金井市の小学生が出場して、入賞したという経緯があったということで、前原小学校はゲートボールのそういう団体さんが協力しているという推移もありますから、しっかり、いろいろなルートはあると思いますから、協力していただければと思います。

以上です。

柴田議長 はい、御意見として賜ります。
ほかにございますでしょうか。鈴木委員。

鈴木委員 富田委員にお伺いしたいんですけど、うちの息子は小金井第四小学校で学童野球をやって、南中の野球部で今回、異動された先生にお世話になり、息子のときには、着任されて日が浅いということで、成果は出なかったんですけど、息子の1つ下ぐらいの代から、めきめき実力をつけてきて、今、南中の野球場はすごく強いんだということを知っています。

それで、学童野球のほうでも、お父さんコーチが市内の大会でも審判をやるということがあって、それもたしかライセンスの登録が必要だったと思うんですけど、これ、学童野球のライセンスと中学校の、中体連のライセンスは全く別物ですか。

富田委員 分かりません。申し訳ないです。

鈴木委員 もし、それが同じものであれば、市内の小学校に学童野球のチームが……。

富田委員 あります。

鈴木委員 ありますよね。ほぼ全校にあると思うので、そこの人に声かけをしてみる。例えば南中だったら、四小、前原、南小？ レッドイーグルスとサンファイターズか。

富田委員 ありますね。

鈴木委員 前原。

石原委員 十分ね。

鈴木委員 はい。だから、あの辺の人にちょっと声をかけてみるのが良いのではないかと思います。もちろん、体協に直接言っていただくのもいいと思うんですけど。いずれ南中へ上がっていくということなの

で。地域の人と学校の部活の連携ということでも、いいんじゃないかなと思います。

それともう1点は、やっぱり人材バンクじゃないかなと。八王子でやっているような生涯学習、それからあと教育のボランティア、市民ボランティアみたいなものを、生涯学習課でしている市民講師派遣制度でしたか。あれと、教育委員会の学習支援ボランティアをもうちょっと充実させて、人がどこにいるのかということが分かりやすくすると、もっといいんじゃないかなと思います。以上です。

柴田議長 はい、御意見として賜ります。
福井委員。

福井委員 三浦課長にお願いしたいんですけど、コーディネーターのこの表に記載されているとおり、第一小学校1名とか、緑小学校だったら3名のコーディネーターがおられるんですけど、前任者の関課長にお願いしたんですけど、コーディネーターの人数、学校によってばらばらになっているし、1名、2名じゃ機能しないのではないかとということで、前回の会議のときに提案してあるんです。各学校に3名ぐらいは必要じゃないかと思っているんです。まだ、そういう規定は一切、検討してないように回答されたんですけど、ぜひ検討していただきたいと思いますし、先ほどの1,730万円のうち、1,530万円が謝礼だということで、ほとんど謝礼だということで理解できたんですけど、3名にすると、倍以上の予算組みも必要かと思いますが、その辺の予算組みも含めて、コーディネーターの人数の制定ということ、非常に重要なポイントだと思いますから、ぜひ検討していただきたいと思います。
以上です。

柴田議長 御意見として賜りたいと思います。
ほかに、よろしいでしょうか。

では、次に進みたいと思います。次は3番目です。小平市との図書館の相互利用に関する協定の締結についてでございます。図書館長より御説明をお願いいたします。

内田図書館長 小平市立図書館との相互利用に関する協定締結について御報告さ

せていただきます。

従前、小金井市立図書館においては、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市の4市の図書館と相互利用協定を締結しておりましたが、3月29日に、小平市立図書館と新たに相互利用協定を締結しましたので、報告いたします。

資料の、小金井市及び小平市の図書館の相互利用に関する協定書を御覧ください。

協定締結の目的です。第1条、小金井市及び小平市が図書館の相互利用を実施することにより、図書館奉仕の充実を図り、市民の自主的な学習活動の場を広げるとともに、資料の収集及び保存について相互に協力を進め、もって市民の教養の向上及び文化の発展に寄与することにあります。

利用者に関しましては、第3条に定めます両市に居住する者となります。

利用開始日ですが、第5条に定めます小平市民による小金井市立図書館の利用開始日は令和5年4月1日、小金井市民による小平市立図書館の利用開始日は令和5年5月24日からとなります。

なお、開始日に隔たりがございますが、こちらにつきましては、本市においては従前、市内在住・在勤・在学、協定締結の有無に関わらず、資料の貸出しを行っておりました。この扱いに関しましては既に見直しをしたんですが、その中で、小平市民に関しては従来より本市図書館を御利用になられておりました。

一方で、小平市立図書館は、このたび新たに小金井市民を受け入れることとなります。協議を進める中で、以上の経緯、準備期間、そういったものを勘案いたしまして合意したものでありますので、御理解いただきたいと思います。

続きまして、主な小平市立図書館による小金井市民に対するサービス内容ですが、詳細に関しては既にホームページに掲載されておりますが、貸出冊数に関しては5冊以内、視聴覚資料は1点です。貸出期間は、図書・雑誌、視聴覚資料の別なく、2週間以内となっております。

なお、相互のサービス内容に関しましては、両図書館において既に協定を締結している他市図書館に対するサービス内容と、基本的には同じものとなっております。

報告は以上です。

柴田議長 御報告ありがとうございました。
本件につきまして、御意見、御質問などございましたら、お願いいたします。鈴木委員。

鈴木委員 館長、今おっしゃられた中で、小金井市は市民以外の人も、図書館で本を借りられるということになっていたという扱いを、変えられたということですかね。

内田図書館長 そうです。

鈴木委員 戻ってこない本があるという。

内田図書館長 そうですね。

鈴木委員 従前、借りられていたけれど、今後はもう市民……。

内田図書館長 市民と協定市の方々にはお貸ししていくと。

鈴木委員 それ以外の人は借りられない？

内田図書館長 それ以外の方に関しては、お貸ししないという形になります。

鈴木委員 分かりました。ありがとうございました。

柴田議長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。
では、本件、御報告をいただきました。
次に4番です。令和4年度三者合同会議の報告につきまして、こちらは福井委員から資料の御提供がありますので、お願いいたします。

福井委員 資料の5ですね。三者合同会議の報告いたします。
3月3日、小金井市立図書館本館で開催されました。
運営は、図書館協議会の委員の方が運営されたんですけど、参加者は、三者合同で、社会教育委員、図書館協議会委員、公民館運

営審議会委員ということで、記載の名前の方が参加していただいて、社会教育委員の方も8名参加しました。

2つありまして、1点目は講演ということで、大串図書館協議会会長さんが講演いただきました。内容としては、図書館について3つの切り口があるということで、現状の施設、2つ目、デジタル社会の対応、3つ目、住民への広報ということで、資料をいただきながら、御講義をいただいたということです。

内容としては、図書館とは何だろうということなんですけれど、煎じ詰めると、本を仲介して人と人がつながるということが、重要じゃないかということと、もう1点、子供の頃から多様なジャンルの本を読むことが必要でしょうというのが、講演の大きなポイントでした。

その後、グループディスカッションということで、4つのグループに分かれまして、私は第4グループで、「人生100年時代に期待される図書館の役割」ということで、図書館の施設利用ということで、話し合いました。

やはり、キーワードとしては、人と人のつながりがあるんじゃないかということで、図書館は知の拠点であるが、人と地域に役立つサービスも必要でしょうと。それと課題なんですけれど、居場所づくりとして、子供、親子、視覚障害者への読書コーナーの設置、またカフェコーナーの設置というようなことも、重要じゃないかということで、施設利用ということで、いろいろ意見が出たことを記載しております。

以上です。

柴田議長

御報告ありがとうございました。

三者合同会議には、ほかの委員の方々も御出席いただきましたので、一言ずつ、感想などいただければと思います。

石原委員、いかがでしょうか。

石原委員

私、福井委員と一緒にグループにいたのですが、図書館を利用する立場からすると、こういうふうにあったら、もっと利用しやすいのにか、いろんな意見を聞かせていただいたと思います。

あと、ほかの地域はこういう活動をしているんだよというので、本をつなげて、親子のつながりだったり、ほかの方とのつながりだ

ったり、読み聞かせだったりで、結構、生涯学習につながることは結構あるんだなというのを勉強させていただきました。

柴田議長 では、次に富田委員、お願いします。

富田委員 私のほうは、図書館というのが、場所の空間の提供もあるよね。その空間の提供が、小金井の図書館を見ると、ちょっと寂しいんじゃないのかなというふうな話が出てですね。私、特に今、利用しているのは緑センターの図書館なんですけど、これはもう、読むスペースなど、ほとんどないんですね。ですから、図書館というよりも、本の貸出所みたいな感じなんで、その辺をもう少し、図書館という名前をつくんであれば、空間ということも考えて、もう少し予算も取っていただいて、これから充実していただければいいなというふうな話が出ました。私もそれに同感です。

以上です。

柴田議長 ありがとうございます。
北澤委員、お願いします。

北澤委員 私も、図書館という切り口で今回、会議に参加させていただきました。正直、ちょっとずれますが、図書館本館、久々に行きましたけども、私が生まれ育った小さい頃からのそのままの形で。私が今よく利用している貫井北だったりとか、他市の建て替えられた図書館等、武蔵野市のだったり、いろいろ拝見していく中で、小金井市、今後、図書館、さらに充実が、いろいろないい例が身近にもうできているので、ぜひ、そこは今後、図書館のほうで御検討いただいて、リニューアルしていただきたいなと思いました。

以上です。

柴田議長 ありがとうございます。
金澤委員、お願いします。

金澤委員 私も参加させていただきまして、大串講師のお話を伺いました。初めて知ることもたくさんございました。

グループディスカッションのほうは森本委員と、それから大学の

方とご一緒させていただきました。その際に伺いましたのは、日本の場合は図書館はもともと寺子屋の延長のような、要するにお勉強をするというところが、成り立ちがあるのではないかということでした。ですので、どちらかというと、どんどん時を経て、苦学生というか、勉強しに行く…という歴史となり、そのため、すごく静かで、本を借りるという目的よりは「本も借りられる静かなお勉強場所」というお話も伺ったりして、なるほど成り立ちを知るのも大事ななというように思いました。

私自身、海外で勉強させていただき住んでいるときに、海外の大学の図書館も行きましたけれども、どちらかというと、知識を求めに行くという形でした。ヨーロッパとか北米とか、もちろん国によっても違うと思いますし、私はそこしか知らないのですけれども、静かにしてというエリアも確かにあるのですが、本については、ともにディスカッションするとか、勉強だけじゃなくて、例えば料理に興味があればその絵や写真だけを見に行ったりとか、だからまた、「図書館」におけるその役割なんかも違うのかなと思いました。

グループディスカッション時に、「100年時代に期待される図書館、どうでしょうか」というのがテーマだったので、いろんな御意見が出て、ほかの地域とかも越えて、国とかを見て、成り立ちも含めて新しい形を、人生100年だから、子供だけじゃなくて、もしかしたら大人というか、いろんな人が楽しいと思える場所にあつたら、また違うかもしれないというようなグループディスカッションのまとめがございました。

以上でございます。ありがとうございます。

柴田議長

ありがとうございます。

では、森本委員、お願いします。

森本委員

図書館は本を読むところであり、本で学ぶところであり、そして本で調べるところということが、基本になっていたように思いますけれども、今は図書館によって、ちょっと違う、若い人たちの要求があるのではないかと。その辺のところも、考慮して、図書館は静かに保つとか、図書館って、こういうものではないかということの基本のところを確認しながら、本を仲立ちとして、人と人とのつながり、それから個人の成長のためのものということ、そういう場

が欠けていてはいけないのではないかと思います。

小金井市は、図書の貸出しの状況がよいと、前回ですか、すばらしいというのを聞いておりますので、地域に、それだけの役割は果たしていると思います。更に今の若者が気軽に、その場を借りてちょっとレベルの高いものを集められるような、そういうこちらからの仕掛けというか、必要性があるのではないかとこの意見がありました。

柴田議長

ありがとうございます。

では、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

参加をさせていただいて、御意見の中であったのは、図書館をもう少し小さい頃から使う、楽しく使うということができれば、読書の癖づけのきっかけになるのではないかというお話がありました。

その中で、富田委員おっしゃったとおり、図書館の空間づくりという話も出て、講師の方、御紹介いただいたアキシマエンスだったと思うんですけど、先週土曜日に伺わせていただいて、なるほどな。小金井の図書館とは確かに随分違うなど。子供たちも楽しそうにしていますし、読むスペースも十分にあってですね。あ、こういうことかと納得ができたところです。

その中で出た話ですけど、先ほども図書館長にお尋ねしたんですが、返却されない市民の方、市民以外の方にお貸ししている本で、返却されない図書で年間80万円ぐらいのロスが出ているのがなくなるということは、とてもいいことだなと思いました。あと、個人的な意見としては、講演は確かに内容の濃い、すばらしいものだったんですけど、せっかくあれだけいろんな委員が集まる機会なので、もう少し委員同士が話のできる時間が、多いほうがいいんじゃないかなと感じました。以上です。

柴田議長

ありがとうございます。

では、諏訪委員もお願いいたします。

諏訪委員

私、社会教育委員会と図書館協議会を兼務していますので、その立場で申し上げますと、確かに小金井市の図書館は、スペースという面では寂しい状況であることは確かなんです。ただ、理想とし

て、読むスペースを広くするというのと、現実に与えられているスペースをいかにうまく使うかという、この辺のギャップを何とかうまくやっていきたいということで、ここでいろいろ皆様の御意見を聞いたのは、ぜひ図書館協議会のほうにも反映させていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

柴田議長

ありがとうございます。

では、御報告として賜りました。

では次ですけれども、令和5年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会について、こちら福井委員から御報告をいただきたいと思ひます。

福井委員

4月15日、都市社連協の定期総会が昭島市で開催されました。26市3町の社会教育委員と職員、約110名が参加しました。小金井市からは、6名参加いたしました。

第1部として定期総会、議案は全て賛成多数で承認されたということと、意見として、収支予算表に備考欄を設けて、詳細の記載も必要じゃないかという提案もされました。

その後、令和5年度の新役員の承認された方の紹介がありまして、会長が調布市の篠崎さん、副会長としては町田市の吉田和夫さんと、小金井市は柴田議長が都市社連協の副会長ということで任命されておりますから、御紹介しておきたいと思ひます。

第2部として講演会がありまして、演題は「学びを広げ、人をつなげ、みんなの願ひでまちをつくる」ということで、東海大教授で昭島市の社会教育委員であります二ノ宮様から、講演をいただきました。

内容としては、山下さんというお名前が来賓で、あるんですけど、山下さんは昭島市の教育長であり、昭島市の社会教育委員が、市民ニーズを活かした対話から、地域力を育む取組をやっていますということで、御挨拶されたんですけど、講演会として、二ノ宮様が具体的にお話しされたという内容でした。

昭島市としては、新たなまちをつくるには、多様な市民が参画して活動を広げ、未来の社会を創造して変革する。人をつなぐには「対話」が重要です。新たな価値観を共有して、みんなの願ひを一緒に創造するというので、この講演会の演題の「対話」と「共創」と

という言葉があるんですけど、私は対話と共生というような言葉の意味合いかなと思ったんですけど、「共創」という言葉、たまたま隣の三鷹市とか日野市の社会教育委員とお話ししたんですけど、私もこの「共創」という言葉を初めて理解できたんですけど、2市の社会教育委員も、やっぱりこの言葉というものの自体、初めて見るし、今日の講演で、少し分かったということで、話し合いました。

具体的には、この社会教育委員の会議で鈴木委員から紹介がありました「あきしま会議」というものも、昭島市でやっているよということをおっしゃったんです。社会教育委員が音頭をとって、この会議をつくったということで、この会議自体が、普通だったら、中高生だったら中高生、また大人または女性とか子育て支援とかいう格好で、あっちこっちで会議をやっているんですけど、あきしま会議は、中高生と大人が同じテーブルで話し合って、地域活動を中心に共有しているということが、先ほど言ったような共創と、共に創るというような意味合いで、地域活動を積極的にやっているということをお話をいただいたというのが、全体的な内容でした。

以上です。

柴田議長

御報告ありがとうございます。

ほかにも参加された方がいらっしゃいますので、簡単に感想をまたいただきたいと思います。

富田委員、お願いします。

富田委員

内容は今、おっしゃられたとおりになんですけども、一つだけ、そこで、もう一つ聞いてもらいたいことがあったなというのは、今、話ありましたけども、今度の役員の方の「討議をしてください。この人たちでいいですよ」という討議をしてくださいというんですけども、名前だけ言われたって、どんな方か分からない。だから、後で全員立たれたんですけども、みんなで討議する前に全員ご紹介いただいて、せめて自分で名前を発表していただいてから討議するような形にしてもらったら、よかったなと思いました。

ですから、来年、そのときは、ぜひやられてください。お願いいたします。

柴田議長

はい、御意見として賜ります。
では、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

あきしま会議には昨年の6月に行かせていただいて、そのときに
いろいろなお話を聞かせていただいて、とてもいい取組だなと感じま
した

帰ってすぐに、前任者の課長とか小委員会でも提案をしてみたん
ですけど、その時は諸事情から見送りということで、小金井市です
ぐやるということにはなりませんでした。

どこの市でも、地域の世代間のつながりが薄いか、南中野球部
の例も出ましたが、どこに誰がいるのか分からないのは課題です。
つながれ、地域人材を活用しろという話になるんですけど、では、
誰かに頼もうと思っても、どこに誰がいるのか分からないという事
です

あきしま会議で僕の座ったテーブルは、高齢者のパソコン教室の
方と、未来守（みらいもり）とあって、昭島市内で学習支援と、ご
み拾い等、市内の清掃活動を自主的に行っている高校生のグルー
プの方がいらっしゃったんですが

その場で、「ごみを拾う袋をどうしている？」と尋ねられて、何
処かの支援を受けて、袋は得ているという話だったと思うのですが、
それを市の方が聞かれて、「であれば、ボランティア袋として、市
の方で提供します」という流れで、その場で袋の問題が解決しまし
た。

パソコン教室の方は、技術は覚えたけど、それを使う場所がなか
なかないという話でしたが、未来守の子が、「だったら、うちの活
動案内のパンフレットをつくってくれないですか」ということで、こ
れもその場で連絡先の交換をして、高齢者と高校生がつながりまし
た。

だから小金井市でも、いろんなハードルがあって、なかなかでき
ないということだとは思いますが、ぜひ、あきしま会議のよう
な会議を行えたらなと思います。生徒会の子供が来たり、本当に
世代はつながっていますし、その場で、何について考えていて、ど
ういうつながりとか支援が必要なんだということの話し合う場
になるので、ぜひやったほうがいいなと思います。

そこで1点質問です。課長、最後まで講演を聞かれたと思うんです

けれど、あきしま会議についてどんな感想を持たれたかという事と、いただいたあきしま会議の資料が、ほかの委員の皆様にも後日配付されるかどうか、お伺いしたいと思います。

三浦生涯学習課長 では、資料のほうから先に。

倉澤生涯学習係長 資料につきましては、御欠席の委員には、もうお配りしております。

鈴木委員 ぜひ、お目通しください。

三浦生涯学習課長 生涯学習課長ということで。すみません。まず、私も社会教育の関係は初めて着任したもので、まだ右も左も分からずに、取りあえず、こちらのほうに出席させていただいたところが本音の部分です。

昭島さんの取組、参考になるところは大いにあると思うんですけども、行政的にいいますと、そこに行くまでの下地というものもかなりあったんだろうなというふうには考えるところです。なので、一朝一夕にすぐに導入というところも、なかなか難しいのではないかなと個人的には思いますけれども、1つ目標ができるのであれば、そこに向かって足並みをそろえていくということも大切かなというふうに思っています。

昭島さんのこの施設、アキシマエンスというの、私も初めてお邪魔をして、図書館があったり、体育館があったり、もともとは学校だったということも伺いましたので、そういうところも小金井市としても参考になる部分かなというふうには思っています。

申し訳ないんですが、今日の段階では、大変参考になりましたということが大きなくくりになりますかね。よろしく願いいたします。

以上です。

柴田議長 ありがとうございます。

先日の総会では、令和5年度の全体の統一テーマが決まりましたので、お伝えいたします。「学びが広がり 人がつながり みんな

の願いでつくるまち」です。もう一度申します。「学びが広がり 人がつながり みんなの願いでつくるまち」という統一テーマに決定いたしました。

また、報告書のほうにもございますけれども、都市社連協の功労者として、福井委員と石原委員が表彰されました。改めまして、おめでとうございます。以上でございます。

それでは次に移りたいと思います。報告事項全て、これにて終了いたしました。

事務局のほうから今後の予定など、御説明をお願いいたします。

倉澤生涯学習係長 ご説明いたします。今後の予定です。第2回社会教育委員の会議が来月、5月22日（月曜日）午前9時30分から、会場は同じくこちらの801会議室で行います。

その次は管外視察研修、7月の予定ですので、次回の会議までには、その件について詰めて、御報告できるような形にしたいと思います。

柴田議長

ありがとうございました。

それでは、本日の日程は全て終了いたしました。ほかに何か補足などございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

では、これにて令和5年度第1回社会教育委員の会議を終了したいと思います。皆様、お疲れさまでした。

資料2

令和5年度 社会教育委員の会議視察研修 行程表（案）

日付 令和5年7月5日（水）

時間	場所	
12：50（予定）	小金井市役所本庁舎 駐車場	集合・出発
13：30～14：30	西東京市立明保中学校又は市庁舎 西東京市の地域学校協働活動の進め方、市立明保中学校の地域学校協働活動の具体的な取組について	現場視察 説明及び質疑応答
15：30～16：30	小平市なかまちテラス 図書館、公民館の施設見学と、小学生から高校生を対象とした取り組みについて	現場視察 説明及び質疑応答
17：00（予定）	小金井市役所本庁舎 駐車場	到着・解散

資料3

令和5年度第2回
社会教育委員の会議

令和5年5月22日
生涯学習部生涯学習課

令和5年度社会教育関係団体補助金交付申請一覧

(単位：円)

団体名	補助対象事業	事業予算額	補助対象経費	申請額	交付予定額	登録後1年以上の実績	交付回数 (交付年度)
黄金ネットワーク (障がい児の父親の会)	第23回クリスマス会	164,500	60,000	20,000	20,000	有	3回 (H30、R1、R4)
風ぐるま	第3回風ぐるま朗読会	323,000	80,000	30,000	30,000	有	1回 (R3)
聞いてきいての会	聞いてきいての会朗読発表会	114,000	114,000	30,000	30,000	有	2回 (R2、R3)
一般社団法人はじめてピアノの会	どっぶりオペらの世界 (全2回) ~生で聴くオペラアリア~	75,000	75,000	30,000	30,000	有	1回 (R4)
計			329,000	110,000	110,000		

(単位：円)

団体名	補助対象事業	事業予算額	補助対象経費	申請額	交付予定額
小金井市立小中学校PTA連合会	児童生徒の健全育成及び環境整備	523,755	523,755	150,000	150,000
小金井市スカウト協議会	小金井市スカウト協議会運営	159,300	159,300	34,300	34,300
計			683,055	184,300	184,300

改正

平成13年4月1日

平成16年6月11日

小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱

小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱（昭和57年4月1日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、小金井市補助金等交付規則（平成12年規則第27号。以下「規則」という。）第23条の規定に基づき、社会教育関係団体の行う事業の経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第2条 補助の対象となる団体は、小金井市社会教育関係団体登録要綱（昭和57年3月1日制定）の規定に基づき小金井市社会教育関係団体として登録してから1年以上の実績を持ち、かつ、構成員の2分の1以上の者が市内に在住、在勤又は在学している団体（以下「団体」という。）とする。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業は、原則として社会教育を主たる目的とし、かつ、一般市民を対象にした事業で、おおむね次に掲げるものとする。

- （1） 各種講演会、講習会、大会等の事業
- （2） スポーツ、レクリエーション等の事業
- （3） 芸能文化活動等の事業
- （4） 調査研究の発表事業及び資料作成事業
- （5） その他社会教育の振興に必要と認められる事業

2 前項の補助対象事業は、1団体につき年間1事業とし、5回の補助を限度として見直しを行うものとする。ただし、政治、宗教及び営利活動は補助の対象としない。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- （1） 報償費（謝礼）
- （2） 消耗品費
- （3） 印刷製本費
- （4） 役務費（通信運搬費）
- （5） 使用料及び賃借料
- （6） その他必要と認めたもの

（補助金交付額）

第5条 補助金は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1を限度として交付する。

（補助事業の実施期間）

第6条 補助事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、当該年度の4月30日までに社会教育関係団体補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- （1） 補助事業等計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度の前年度の活動報告書
- (4) 補助金の交付を受けようとする年度の前々年度の収支決算書
- (5) 会報又はそれに準ずる機関紙等
- (6) その他必要書類
(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請書に係る補助金の交付が規則第3条に定める基本原則及び法令等の規定に違反していないか、補助事業の目的及び内容が適正であるか金額の算定に誤りがないか等を調査し、社会教育委員の会議の意見を聴いた上で、補助金の交付を決定するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付すことができるものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することと決定したときは社会教育関係団体補助金交付決定通知書(様式第2号)により、又は補助金を交付しないことと決定したときは社会教育関係団体補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、速やかに当該団体に通知しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金等の交付を決定した場合において、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情変更により特別の必要が生じたときには、補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(団体の責務)

第11条 団体は、補助金の交付の決定の内容及び条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

- 2 補助金に係る予算の執行の適正化を図るため、市長が調査の必要があると認めたときは、団体は補助事業に係る帳簿その他の資料を提示し、又は内容を報告しなければならない。
- 3 団体は、市長又は監査委員の監査に応じなければならない。

(計画変更の承認等)

第12条 団体が補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に補助事業等計画変更申請書(様式第4号)を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受けたときは、承認の可否を決定し、補助事業等計画変更(承認・不承認)決定通知書(様式第5号)により、団体に通知しなければならない。

(事故報告)

第13条 団体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を調査し、団体に対して必要な指示をしなければならない。

(実績報告書)

第14条 団体は、補助事業完了後2か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了後1か月以内のいずれか早い時期までに補助事業等実績報告書(様式第6号)に事業報告書、収支決算書及び関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認め

たときは、提出期限を延長することができる。

(実績報告書の審査等)

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査しなければならない。

2 前項の規定による審査及び調査等により、補助金の交付内容及び交付条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、団体に社会教育関係団体補助金確定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。この場合において精算金の返還が生じたときは、市長は返還期限を定めて団体に返還を請求しなければならない。

(是正のための措置)

第16条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを団体に命ずることができる。

(交付の決定の取消し)

第17条 市長は、団体が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、団体について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項の規定により取消しをした場合は、社会教育関係団体補助金交付決定取消（全部・一部）通知書（様式第8号）により通知しなければならない。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還期限を定めて社会教育関係団体補助金返還命令書（様式第9号）により返還を命じなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 団体が補助事業により取得し、又は効用を増加した次の各号に掲げる財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 工作物、機械及び器具で、市長が指定するもの

(3) 前2号のほか、特に市長が認めるもの

(関係書類の保管)

第20条 市長は、団体に対して、収入、支出その他の関係書類を、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初めから起算して5年間を限度として保管を義務付けることができる。

資料4

令和5年度第2回
社会教育委員の会議資料

令和5年5月22日
生涯学習部図書館

令和5年度地域文庫補助金交付内訳

団体名	団体の目的	補助対象事業	交付額	根拠規定
小金井市子ども文庫 サークル連絡会	子どもたちが、本を読む 楽しさ、おはなしを聞く 喜びを知って豊かな心 が育って欲しいと願い 学習をして、活動をする。	子どもと本を結ぶ事業	30,000円	小金井市地域文庫 補助金交付要綱

小金井市地域文庫補助金交付要綱（昭和62年12月11日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、小金井市補助金等交付規則（平成12年規則第27号。以下「規則」という。）第23条の規定に基づき、地域文庫に対して事業の経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第2条 補助対象となる地域文庫は、図書及び読書に関する研究、調査、相談、講習その他の活動のための各種事業を行うことによって、地域社会に奉仕する団体（以下「団体」という。）をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助対象となる事業は、前条で掲げる図書活動を主な目的とした事業とする。ただし、政治、宗教及び営利活動は補助の対象としない。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- （1）報償費（謝礼）
- （2）消耗品費
- （3）印刷製本費
- （4）役務費（通信運搬費）
- （5）使用料及び賃借料
- （6）その他市長が必要と認めるもの

（補助金交付額）

第5条 補助金は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1を限度として交付する。

（補助事業の実施期間）

第6条 補助事業の実施期間は、毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、地域文庫補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- （1）補助事業等計画書
- （2）収支予算書
- （3）定款又は規約
- （4）団体役員名簿
- （5）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請書に係る補助金の交付が法令等の規定に違反していないか、補助事業の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

（補助金の交付の条件）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

2 市長は、補助金を交付することと決定したときは、地域文庫補助金交付決定通知書（様式第2号）により、又は補助金を交付しないことと決定したときは、地域文庫補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに当該団体に通知しなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち

既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助事業者の責務)

第11条 補助対象となる事業を行う団体（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定の内容及び条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

2 補助金に係る予算の執行の適正化を図るため、市長が調査の必要があると認めるときは、補助事業者は補助事業に係る帳簿その他の資料を提示し、又は内容を報告しなければならない。

3 補助事業者は、市長又は監査委員の監査に応じなければならない。

(計画変更の承認等)

第12条 補助事業者が補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ地域文庫補助事業計画変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受けたときは、承認の可否を決定し、地域文庫補助事業計画変更（承認・不承認）決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知しなければならない。

(事故報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を調査し、補助事業者に対して必要な指示をしなければならない。

(実績報告書)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、2か月以内に地域文庫補助事業実績報告書（様式第6号）に事業報告書、収支決算書及び関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、提出期限を延長することができる。

(実績報告書の審査等)

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査しなければならない。

2 前項の規定による審査及び調査等により、補助金の交付内容及び交付条件に適合すると認められた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に地域文庫補助金確定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。この場合において、精算金の返還が生じたときは、市長は返還期限を定めて補助事業者に返還を請求しなければならない。

(是正のための措置)

第16条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを補助事業者に命ずることができる。

(交付の決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業者について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項の規定により取消しをした場合は、地域文庫補助金交付決定取消（全部・一部）通知書（様式第8号）により通知しなければならない。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還期限を定めて地域文庫補助金返還命令書（様式第9号）により返還を命じなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用を増加した次の各号に掲げる財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して5年を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 工作物、機械及び器具で、市長が指定するもの
- (3) 前2号のほか、特に市長が認めるもの
(関係書類の保管)

第20条 補助事業者は、収入、支出その他の関係書類を5年間保管しなければならない。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成12年10月11日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正前の小金井市地域文庫補助金交付要綱（昭和62年12月11日制定）によって行われた補助金の申請及び決定は、この要綱による改正後の小金井市地域文庫補助金交付要綱に基づいて行ったものとみなす。

様式第1号

(第7条関係)

様式第1号（裏面）

様式第2号

(第9条関係)

様式第3号

(第9条関係)

様式第4号

(第12条関係)

様式第5号

(第12条関係)

様式第6号

(第14条関係)

様式第6号（裏面）

様式第7号

(第15条関係)

様式第8号

(第17条関係)

様式第9号

(第18条関係)

第 3 0 期小金井市社会教育委員の会議のまとめ

<第 4 次小金井市生涯学習計画の策定について>

- ・ 第 4 次生涯学習推進計画の策定において、社会教育委員の会議で検討を重ね、計画を完成させました。施策の方向性として、「誰もが生涯学習に親しむ環境づくり」「地域と共につくる生涯学習」「生涯学習のネットワークづくり」の 3 つを定め、「学びでつながる笑顔のまち小金井～さあ、動き出そう！人生 100 年時代～」を基本理念とした今後 5 年間（令和 3 年度～7 年度）の計画を策定しました。

<第 3 次小金井市生涯学習計画の評価について>

- ・ 第 3 次生涯学習推進計画が策定され、第 3 0 期の会議の中では、令和元年度及び 2 年度の進捗状況調査の評価を行いました。令和元年度及び 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の関係で中止や縮小された事業があり、実情を踏まえた評価方法についても話し合いました。

<東京都市町村社会教育連絡協議会（略称：都市社連協）の活動について>

令和 2 年度は、都市社連協の第 5 ブロック幹事市として、ブロック研修会の企画・開催をしました。コロナ禍ではありましたが、公益財団法人江戸糸あやつり人形結城座の結城育子氏を講師に迎え、「人形劇を通じて、地域の絆をつなぐ」をテーマに講演やあやつり人形の実演等をしていただきました。「この一年の社会教育委員の活動と成果」について、6 市の代表者からの発表を実施しました。

<生涯学習支援センター機能について>

- ・ 平成 2 5 年に三者による提言「(仮称) 小金井市生涯学習支援センター機能の実現に向けて (提言)」が示された。生涯学習全般に関する情報の共有・提供機能や学習活動の成果を地域に還元する機能等を持った生涯学習支援センター機能の必要性が謳われています。
- ・ 今後もホームページの充実や、オンラインを活用した学習機会の多様化についても検討していく必要があると考えます。

<地域学校協働活動について>

- ・ 令和元年 5 月 1 3 日に、第 2 9 期の小金井市社会教育委員の会議から小金井市教育長に「小金井市での地域学校協働活動」の実現に向けて (提言) を提出しました。
- ・ 翌年度の令和 2 年度から緑小学校でコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動が始まり、社会教育委員の会議でも、地域学校協働活動の実施内容の報告等が行われ、令和 3 年度の第 3 回会議において、緑小学校の地域コーディネーター及び統括コーディネーターも参加していただいた勉強会を行い、地域学校協働活動についての 1 年間の成果の報告、及び意見交換を行いました。

<来期の委員の方へ>

第 3 0 期では、第 4 次の生涯学習推進計画の策定を中心に会議を行いました。今後、第 4 次の計画を踏まえ、生涯学習の推進に向け検討を進めていただきたいと思います。また、「小金井市での地域学校協働活動」については、今後も更に実施校が増えていく中で、小金井スタイルを生かした学校と地域の連携をどのように実現できるかについて、社会教育委員の会議として検討を継続し、より具体的な取り組みについて検討していただきたいと思います。

令和 5 年度生涯学習部予算概要

(千円)

	予算額	昨年度比	主な増減理由
社会教育費	757,779	30,928	放課後子ども教室及び地域学校協働活動の充実
保健体育費	341,200	△132,115	総合体育館の大規模改修工事が終了

主な事業及び予算

1 生涯学習課

(千円)

	予算額	主な事業内容
放課後子どもプラン事業に要する経費	34,098	今年度から全ての小学校区で平日の5日開催を予定
地域学校協働活動推進事業に要する経費	17,321	今年度から全ての小中学校区で実施する予定
無形指定文化財調査業務会計年度任用職員報酬	2,356	江戸糸あやつり人形「結城座」の学術調査報告書の作成抜向けた基礎調査を行う予定
民間体育施設開放事業負担金	593	総合学院テクノスカレッジの体育館に加え、メガロス武蔵小金井のアリーナを新たに市民利用に供する

2 図書館

(千円)

	予算額	主な事業内容
図書館書架レイアウト変更作業等委託料	2,609	死角をなくし、盗難や利用者のトラブルを防ぎ、安全なサービスを提供する

※その他、本館のYAコーナーと緑分館の書架の修繕、本館参考資料室の書架の購入、蛍光管のLEDへの取り換えを行う。

3 公民館

3年目となる公民館中長期計画に基づき、市民の誰もが気軽に立ち寄れ、自由に学べる機会の提供の拡大に努め、さらに人生100年時代において、公民館で学び、福祉や社会教育関係団体等の活動で実践することを支援する機能の強化に引き続き注力し、また、令和4年度に導入した講座管理システムを活用し、遠隔地からの講師の講義実施や、何らかの事情により講座に参加できない市民が参加できるような取り組みを本格化し、アフターコロナにおける公民館事業の新しい取組として、積極的に活用していく。